

#### 4. ドイツ

##### (1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

###### ① WEEE 国内法と EU 指令との比較

- ・ WEEE、RoHS 国内法は廃電気・電子機器法 (ElektroG)。
- ・ WEEE の一人当たり最低回収量は 4 kg (1 条)。
- ・ 2009 年 6 月、13 条 (7) を追加。電子機器に電池を含む場合、製造業は電池の種類などを表示しなければならない。

<http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/elektrog/gesamt.pdf> (最新、ドイツ語)

[http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/elektrog\\_uk.pdf](http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/elektrog_uk.pdf) (旧、英語)

###### ② 罰則規定および違反事例

###### a. WEEE、RoHS 罰則規定

図表 14 WEEE、RoHS 罰則規定

23条 (1)	行為	根拠条文	WEEE or RoHS	罰金額上限 (ユーロ)
1	違反製品の上市	5条 (1) 1文	RoHS	50,000
2	未登録	6 (2) 1	WEEE	50,000
3	登録番号の非表示	6 (2) 4	WEEE	50,000
4	未登録での上市	6 (2) 5	WEEE	50,000
5	廃棄費用の提示	6 (4) 3	WEEE	50,000
6	不法処理	9 (7) 3、 10 (1) 3	WEEE	10,000
7	書類不備など	9 (7) 3、 10 (1) 3	WEEE	50,000
8	未回収	10 (1) 1	WEEE	10,000
9	報告義務違反	13 (1)	WEEE	10,000

出所：廃電気・電子機器法を基にジェトロ作成

###### b. WEEE 国内法違反の事例

- ・ 連邦環境省への電話インタビューによると、2009 年 11 月 20 日までの WEEE 国内法違反事例は計 1,495 件。
- ・ 連邦環境省は同ホームページにて「製造者登録はインターネット上で公開。これは透明性を高め、市場の自己管理のために利用される」と記述する。今後は義務不履行に関して競合他社から訴えられる可能性なども考慮に入れる必要がある。

**③ RoHS 対応に対する通関時の確認****a. 税関での検査、確認方法**

- ・ 通常の通関申告に加え、WEEE・RoHS 対応製品にはラベルを添付（ElektroG7 条）、税関は通関時にこれを確認する。（ElektroG 第 7 条は、EU 域内で上市する電気・電子機器は 2005 年 8 月 13 日以降に上市されたことを示すと共に、WEEE 対応を示すゴミ箱×マークの添付することを要求）

**b. 検査にかかる期間、コスト**

- ・ 対象貨物の検査にかかる期間、コストについてはケース・バイ・ケースとのこと。

**c. RoHS 対応違反時の対応**

- ・ 税関が RoHS 違反の証拠あるいは疑いを見つけた時、製品の通関を止め、各州の担当機関などに通知する。

**④ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担**

- ・ 特になし。なお、6 条（4）は 2005 年 8 月 13 日以降に上市する製品について処理費用を表示することを禁止している。

**⑤ WEEE 回収率**

- ・ 最新データは 2008 年 9 月に連邦環境省が発表したもの（2006 年統計）。

図表 15 WEEE 回収率、再生・リサイクル率（2006 年）<sup>3</sup>

	製品カテゴリー	回収率 (%)	再生・リサイクル率 (%)
1	Large Household Appliances	91.0	84.0
2	Small Household Appliances	91.6	67.2
3	IT and Telecommunications Equipment	95.3	77.8
4	Consumer Equipment	94.9	77.6
5	Lighting Equipment	100.0	88.2
5a	Gas-discharge Lamp	95.7	95.4
6	Electrical and Electronic Tools	84.0	69.9
7	Toys, Sports and Leisure Equipment	82.7	69.5
8	Medical products	95.1	81.9
9	Monitoring and Control Instruments	69.1	58.9
10	Automatic Dispensers	94.4	64.0
	Total	92.1	80.9

出所：連邦環境省発表資料に基づきジェトロ作成

## ⑥ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

- 参考可能な情報は入手できなかった。なお、製造者登録の費用などは下記の通り、連邦環境省ホームページで公開されている。

[http://www.bmu.de/files/abfallwirtschaft/elektro\\_und\\_elektronikgeraetegesetz/application/pdf/elektrogkostv\\_lesefassung\\_en.pdf](http://www.bmu.de/files/abfallwirtschaft/elektro_und_elektronikgeraetegesetz/application/pdf/elektrogkostv_lesefassung_en.pdf)

## (2) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

### ① 個別企業の WEEE 対応事例

#### a. 日系電機メーカーパナソニック・ヨーロッパ（ヴィースバーデン）の事例

- WEEE に関連して、パナソニックは回収機関（コンソーシアム）として、トムソンや日本ビクターと Ecology Net Europe を 100% 出資して立ち上げた。トムソンはその後、日本企業とのコンソーシアムはコストが高いため、脱退。日本企業は本社に伺いを立てると、法を守るのは当然でグレーな場合でも徹底的に対処することが求められ、コストが嵩む。欧州企業は政府がどこまで本気なのか、罰則の適用状況などを見ながら、対応策を判断する予定（同社関係者）。

<sup>3</sup> [http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/erlaeuterungen\\_daten\\_elektronikgeraete.pdf](http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/erlaeuterungen_daten_elektronikgeraete.pdf)

## ② WEEE、RoHS 国内法の問題点

- ElektroG の条文の曖昧が問題として指摘されている。連邦行政裁判所の判決では、6 条 (2)、6 条 (3)、13 条 (1)、3 条 (12) はより明確にする余地があるとされている。
- 回収システムの複雑さについても問題として挙げられた。ドイツでは、①自治体が WEEE 引き取り、②共同管理機構 (EAR) に連絡、③EAR が製造業者に連絡、④製造業者がリサイクル業者に連絡、⑤リサイクル業者が運搬業者に連絡というプロセスを経て回収が行われるが、このプロセスは時間・コストともにかかる。
- 回収された WEEE の違法輸出についても問題視されている。回収された WEEE だけでなく修理品も輸出されており、両者を識別するのは困難。

## ③ 国内法対応の相談窓口情報

- EAR (連邦環境省から権限を委譲された登録機関)  
[http://www.stiftung-ear.de/index\\_ger.html](http://www.stiftung-ear.de/index_ger.html)
- Ökopol  
[http://www.oekopol.de/index\\_en.htm](http://www.oekopol.de/index_en.htm)
- Welecon Consulting & Service  
<http://www.welecon.de/index.php?id=35&L=1>
- European Electronics Recyclers Association (EERA)  
<http://www.eera-recyclers.com/>
- VERE e.V.  
<http://www.vereev.de/en/about-us.html>
- Exitcom Recycling GmbH  
<http://www.exitcom.de/en/>
- ZVEI (ドイツ電気・電子工業連盟)  
<http://www.zvei.org/index.php?id=69>
- BITKOM (ドイツ IT・通信・ニューメディア産業連合会)  
<http://www.bitkom.org/en/Default.aspx>
- GKV (ドイツプラスチック加工産業連盟)  
<http://www.gkv.de/index.html>
- VMDA (ドイツ機械産業連盟)  
[http://www.vdma.org/wps/portal/Home/en?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/wps/wcm/c](http://www.vdma.org/wps/portal/Home/en?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/wps/wcm/c)

[connect/vdma/Home/en](#)

- Plastics Europe

<http://www.plasticseurope.org/Content/Default.asp?PageID=933>